

第6次川島町総合振興計画後期基本計画 (令和8～12年度(2026～2030年度))策定方針

1 計画策定の趣旨

川島町では、第6次川島町総合振興計画を策定後、基本構想に基づき前期基本計画を進めてきた。

この度、令和7年度に前期基本計画期間満了になることから、第6次川島町総合振興計画の全体を精査した上で、今後の目指すべき方向性、まちづくりの考え方の見直しを図り、後期基本計画を策定する。

2 後期基本計画策定概要

- ①近年の社会変化を踏まえ、基本構想の精査をし、必要事項の改定及び策定をする。
- ②基本構想及び前期基本計画の評価等を踏まえ、後期基本計画を策定する。

3 計画期間

R 3 (2021年)	R 4 (2022年)	R 5 (2023年)	R 6 (2024年)	R 7 (2025年)	R 8 (2026年)	R 9 (2027年)	R 10 (2028年)	R 11 (2029年)	R 12 (2030年)
基本構想									
前期基本計画					後期基本計画				
実施計画（3年間ローリング方式）									

4 計画策定検討内容

(1) 基本構想

- ・将来推計人口（川島町人口ビジョン）
- ・デジタル田園都市国家構想総合戦略（国版）
- ・土地利用構想

(2) 前期基本計画

- ・評価

(3) 後期基本計画

- ・各種施策

- ・各種施策評価指標

(4) その他

- ・策定事務の進行にあたり必要な内容

5 策定体制

(1) 住民

- ・町民アンケート

町民アンケートを通じて、考えを町に提示する。

- ・町民コメント制度

基本構想（案）、総合振興計画後期基本計画（案）について、意見を提出する。

(2) 町内体制

- ・三役協議

総合振興計画の方向性を決定する。

- ・課長会議

進捗状況の報告及び協議を行い、町政全体に対する所管政策分野の考え方等を調整する。課長会議を通じ、計画の策定状況を職員へ周知する。

- ・各課

基本構想、総合振興計画後期基本計画に関し、各課の事業、施策、評価指標等の見直しを図り、計画策定作業を進める。

- ・政策推進課

基本構想、総合振興計画後期基本計画策定に向けて、進行管理及び関係各所との調整を図る。

後期基本計画素案等、計画全体の素案を作成する。

(3) 議会

町からの報告を受け、総合振興計画の内容について協議する。

(4) 総合振興計画審議会

町からの諮問を受け、総合振興計画について調査、審議を行う。

6 策定スケジュール

後期基本計画策定は、令和6年度及び令和7年度の2年間で行う。

		R 6 (2024年)				R 7 (2025年)			
		4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月
住民 庁内 議会 審議会		計画素案作成				計画原案作成			完成
	アンケート					アンケート	パブコメ		
	策定方針	庁内調整	→						
	適宜								